

雲南市消費問題研究協議会が発足しました

市民生活課
☎0854-40-11031
消費者としての権利意識を高めるとともに消費生活の向上をはかるため、雲南市消費者問題研究協議会（6月28日 総会・石飛友江会長）が発足しました。

同会では、雲南市と共催し、次の日程で消費者問題の学習会を開催します。

参加自由ですので、多くの皆様のご参加をお願いします。

日時 11月26日(日) 14時～16時

場所 雲南市議会議場

テーマ 「勤労青少年ホーム2階」
「賢い消費者になるために」

内容 寸劇
（大東町の女性の集い）

講演 島根県消費者センターの講師による「知っておきたい消費生活ミニ知識」

若年者就職活動支援フォーラム開催

地域振興課

☎0854-40-11013
若年者就職活動支援に向けフォーラムを開催します。

高校生や保護者の方もお気軽にご参加下さい。

若年者就職活動支援フォーラム～ワンステップ、踏み出すために～

日時 11月6日(月) 13時～

会場 くにびきメッセ

1部講演
演題 「夢の実現 はじめの一步」

講師 小島貴子さん

2部 パネルディスカッション
テーマ 「私たちの願い、どうやってたらかなうの」

若者の意見・体験をもとに教員、経営者、労働者、県行政の代表がそれぞれの立場から若年者雇用の課題と対策について意見交換する。

【問い合わせ先】ジョブカフェしまね ☎0120-674510
または島根県労使就職支援機構 ☎0120-604210

おめでとうございます

◎転倒予防医学研究会

学術部門 転倒予防大賞

北湯口 純さん（木次町木次）

平成11年から実施してきた、旧吉田村地域での高齢者の転倒防止活動とその測定データを収集・蓄積してきた功績が評価されたことにより、転倒予防医学研究会は、平成16年に開設された学術団体で、転倒防止活動に関係する研究者などを顕彰しています。

雲南市パソコン相談所「ITの杜」の紹介

情報政策課

☎0854-40-11015

「ITの杜」は、雲南市にお住まいの方のために市が開設したパソコン相談所です。雲南市にお住まいの方のパソコンについてのご相談・お問い合わせに無料で対応しています。

電話での相談は行っておりませんのでご了承ください。パソコンを常時設置してありますので、パソコンをお持ち

出前パソコン講座の募集について

情報政策課

☎0854-40-11015

市では、5名から10名の団体（グループ）を対象とした初心者向けパソコン講習の出前講座を実施しています。

詳しくは、雲南市ホームページをご覧ください。情報政策課までお問い合わせのうえ、お申し込みください。なお、個人での申し込みはできません。

年金受給者の皆様へ 所得税の源泉徴収について

市民生活課

☎0854-40-11031

国民年金や厚生年金、共済年金から支払われる老齢年金や退職年金などは、所得税の課税対象となっています。

そして、その支払いを受ける金額が一定額以上の方は、各支払期の年金から所得税が源泉徴収されます。

扶養親族等申告書の提出について

所得税には各種控除が設けられているため「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していただき、各種控除

を行った所得税額を年金から源泉徴収することとなります。

課税対象と見込まれる方には、社会保険業務センターから毎年11月上旬に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送られてきますので、提出期限までに提出していただきます。

この申請書の提出がないと源泉徴収税額が多くなりますので、該当する方は忘れずに届け出ましょう。

なお、年金額が次の額に満たないと見込まれる方については、支給される年金からの源泉徴収は行われませんので「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

65歳以上受給者の場合 158万円未満

65歳未満受給者の場合 108万円未満

源泉徴収票の送付について

老齢の年金を受けている方には、社会保険業務センターから毎年1月中旬に「公的年金の源泉徴収票」が送られてきます。

年金の他に収入がある方や医療費控除を受けた方などは、税務署に確定申告の手続

きをする時に必要ですので大切に保管しましょう。

なお、障害年金や遺族年金を受給されている方については、課税の対象となっていないため、「公的年金の源泉徴収票」は交付されません。

社会保険料控除証明書の送付について

市民生活課

☎0854-40-11031

平成17年分の所得から、国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用にあたっては、納付したことを証明する書類を年末調整または確定申告の際に添付しなければなりません。

このため、生命保険会社が発行する控除証明書と同様の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を送付します。

対象者及び送付時期
「11月送付」：1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方について控除証明書を送付します。

「2月送付」：10月1日から12月31日までの間に、はじめに保険料の納付があった方について、翌年2月に控除証明書を送付します。

でない方もお気軽にお越しください。また、ノートパソコンの持ち込みも可能です。

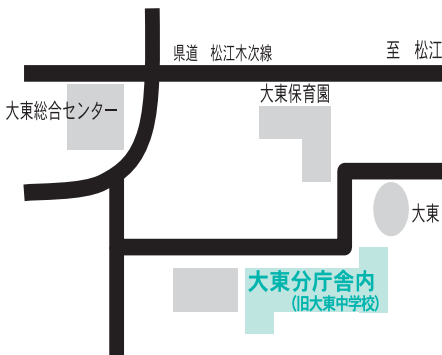
【利用時間】
毎週月曜日～土曜日

（原則として日曜・祝祭日を除きますが、一部開所する日もあります。）

9時～12時、13時～17時

【所在地】
雲南市大東町大東1663

雲南市役所 大東分庁舎
1階（旧大東中学校）



【問い合わせ先】
ITの杜

☎0854-43-8168
（大東総合センター 自治振興課経由）

有線2210-05（大東町内のみ）
ホームページアドレス
<http://user.yotoko.jp/itmor/>

この証明書は、確定申告時まで大切に保管してください。

ジョイメイトしまねへ 加入しませんか

商工観光課

☎0854-40-11054

ジョイメイトしまね（島根県東部勤労者共済会）は、国や県、市町村からの支援を受けながら、中小企業で働く従業員の各種福利厚生をサポートしていく団体です。

ご加入いただけるのは、中小企業で働く従業員と事業主のほか、各種団体、個人事業主も加入できます。

平成18年9月現在で、1,700事業所、18,000人が加入されています。

会費は1人あたり月額千円で、各種検診や人間ドックへの補助、慶弔給付金、格安料金の旅行ツアー、宿泊施設・レジャー施設など提携施設での割引など、各種福利厚生事業が受けられます。

お問い合わせやお申し込みは、ジョイメイトしまね ☎0854-28-6555、市内各商工会、商工観光課までお問い合わせください。

広告欄

広告欄